東北電力株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

<対象地域>

○災害救助法が適用された市町村

【福島県】いわき市、南相馬市

- ○災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村
- 【福島県】相馬市、田村市、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、石川郡古殿町、田村郡 小野町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡川内村、双葉郡浪江町、 相馬郡飯舘村
- ○特定小売供給約款の当社供給区域外(茨城県)における災害救助法適用市の隣接町 【福島県】東白川郡塙町

<特別措置の内容>

1. 電気料金の支払期日※2の延伸

被災されたお客さまの2023年8月(支払期日が災害救助法適用日*3以降となるものに限ります。)、9月、10月および11月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する 月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金(不使用料金^{×4})は申し受けま せん。

- 3. 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備 相当分の基本料金は、2024年3月末日まで申し受けません。
 - ※1、3 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。
 - ※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。
 - ※4 不使用料金は、基本料金の半額。